

事務連絡  
2022年6月3日

職員の皆様へ

## 「消費生活センター情報特急便(2022年6月号)」を発行しました

消費生活センター情報特急便とは…

日ごろ高齢者を見守っていただいている地域や関係機関の方々と消費生活センターが連携を取り、高齢者の悪質商法等による被害を早期に発見し、消費生活センターの相談業務につなぐことにより、被害の救済、防止を図るための「高齢者悪質商法被害防止連絡体制」を整えています。そのひとつに、最近の被害手口とその対応策を紹介する、「消費生活センター情報特急便」を毎月発行し、啓発を行っています。

今月号:『「お試し」のつもりが定期購入に』

★国民生活センターの見守り新鮮情報も併せて、[↓スクロール](#)のうえ、ご覧ください。

職員の皆様におかれましても、ご家族や周りの方で、同様のお困りごとをお持ちの方がいらっしゃいましたら、「消費生活センターに聞いてみたら?」と、お声がけいただければと思います。その一言が被害の未然防止につながります。

【担当】 区民部 区民文化国際課 消費生活センター 内線 5533

外線直通番号:03-3389-1191

## 高齡者悪質商法被害防止情報連絡体制

## 消費生活センター情報特急便 NO.188

見守りを必要としている高齢者への注意喚起をお願いします。

## ◆「お試し」のつもりが定期購入に

「1回目90%オフ」、「初回実質0円（送料のみ）」など通常より低い価格で購入できると広告しながらも、実は定期購入が条件となっている健康食品や化粧品等の通信販売の相談が寄せられています。

## 〈相談事例〉

・ネットで、「お試し500円」というサプリメントの広告を見て注文した。最近、2回目の商品とともに代金6,500円の請求書が届き、5回の定期購入が条件の契約だったと分かった。注文時は、定期購入が条件であることや総額の記載はなかった。

・定期購入が条件だが、いつでも解約可能という美容液をインターネットで注文した。2回目以降を解約しようと思い事業者と電話すると、次回の発送は2日後で、解約の申請期間を過ぎていると断られてしまった。

## 〈トラブル防止のポイント〉

- ・通信販売ではクーリング・オフ制度はありません。商品を購入するときは、定期購入が条件になっていないか、支払う額がいくらかはもちろんのこと、解約・返品ができるか、解約・返品できる場合の条件なども確認しておきましょう。返品に関する条件が表示されていない場合は、8日以内（商品を受け取った日を含む）であれば解約可能です（返品送料は購入者負担です）。
- ・販売サイトの画面を印刷するなど契約内容を記録しておくだけでなく、事業者と連絡した記録も残しておきましょう。
- ・2022年6月1日より、事業者は定期購入について明確に表示しなければならないことになりました。

★右のQRコードから中野区ホームページにて、

2020年4月からの「情報特急便」をご覧ください。



裏面にて、（独）国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

中野区消費生活センター 中野区中野4-8-1（区役所1階24番窓口）  
 相談受付電話 03（3389）1191 FAX 03（3389）1199  
 相談受付時間 月～金曜日 9時30分～16時（土日・祝日・年末年始は休み）  
 eメールアドレス shohiseikatuseruta@city.tokyo-nakano.lg.jp

※高齢者への被害を防ぐには周囲の気づきが大切です。不審なことがあった場合は、消費生活センターへご連絡ください。

# 点検中に 屋根を壊された？ 点検商法に注意

近所で工事しているという事業者が  
来訪し「お宅の**屋根**が  
めくれているのが見えた。  
屋根に登って**点検**する」  
と言うので依頼した。  
点検後、**屋根が浮いて  
いる写真**を見せられ、  
そのままにしておけない  
と思い、約30万円の  
**修理を契約**した。その後、  
家族の勧めでハウスメーカー  
に**確認**してもらおうと「釘を  
引き抜いたような**新しい傷**  
がある」と言われた。

(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

## ひとこと助言

慎重にね



見守るくん

- 突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘するなど、悪質なケースもみられます。
- 点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。別の専門家に確認を依頼したり、複数の事業者から見積もりを取ったりするとよいでしょう。
- 家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。
- 工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。